

株式会社アールナイン

有料職業紹介事業

返戻金制度

無期雇用労働者について、事業主都合による解雇以外の理由により

- ・ 入社後1ヵ月以内に離職した場合は紹介手数料の80%を求人者に返還する。
- ・ 入社後3ヵ月以内に離職した場合は紹介手数料の50%を求人者に返還する。
- ・ 入社後6ヵ月以内に離職した場合は紹介手数料の10%を求人者に返還する。